

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

同代理人

大阪市北区西天満4丁目8番2号
北ビル本館301号
北本法律事務所
弁護士 七堂 真紀

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が令和3年2月26日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和3年1月26日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和2年1月31日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和3年1月26日付けで、請求人に対し、救護施設への入所に伴う保護変

更決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- 3 請求人は、令和3年2月26日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件事案

請求人は更生施設Aにおいて生活保護を受給して生活していたところ、退所勧告を受け、処分庁より令和3年1月26日付けで法第27条第1項にもとづく指導指示を受けた。

請求人はかねてより居宅保護を希望しており、退所勧告を契機に居宅保護に切り替えて欲しい旨を処分庁担当者に伝えていたが、聞き入れてもらえなかった。その結果、上記指導指示書により救護施設Bに移ることを余儀なくされ、住所変更先を救護施設Bとする本件処分を受けるに至った。

イ 居宅保護の原則

法第30条1項本文は「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。」と居宅保護の原則を定め、例外としての施設保護は同条同項ただし書により「これ（居宅）によることができないとき、これによっては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したとき」に行うと定めている。加えて同条2項は、「前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない」と規定している。

ウ 本件は例外許容事由にあたらないこと

本件は、被保護者は居宅保護を希望しており、入寮を希望していなかったのであるから、「被保護者が希望したとき」にあたらない。

また、仮に現に居宅がない場合でも法上敷金給付が可能であり、居宅を探して入居することはできるのであるから、「これ（居宅）によることができないとき」にも該当しない。

実際、以前はホームレスに対して施設入所を強要する不当な運用がなされていた時

期もあるが、現在では居宅保護の原則にもとづき、居宅入居できるよう運用の変更がなされている。

「これによつては保護の目的を達しがたいとき」についてであるが、保護の目的とは法第1条に定める「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」にある。保護の目的は最低限度の生活保障にあるのである。この目的に鑑みて例外的に施設保護でなければ最低限度の生活保障ができない場合とは、意思能力に著しい問題があるために金銭を自ら管理する能力がないなどの場合であり、本件における請求人はこれにあたらぬ。

エ 請求人の事情

請求人は、そもそも更生施設Aに入寮という判断がなされたことにも異議はあった。請求人は以前、旅行と当時やっていたビジネスのために借入れをし、借金があったことが考慮された可能性があるが、借金があれば施設入所となるという判断は不当である。その後、月額1万円しか使うことのできない更生施設Aの生活で、その範囲での支出に抑えてきた。

施設の規則に従わないという理由での退所勧告ということであるが、コロナの影響で外出時間が短くされ、2時間以内と厳しく制限されたことによってその時間内に外出から戻ってこれなかったというためであり、金銭管理の問題ではなかった。

請求人は、昨年の夏、外出時、フェンスから飛び降りたことによる足の骨折の怪我を負ったが、これは施設生活の拘束によるストレスが大きかったため突発的な行動に出たということである。その際受診により、自閉症スペクトラムの診断を受けたとのことであるが、請求人は知能が正常であることから高機能性であり、居宅生活で自ら金銭管理をして生活していくことに何の支障もない。

いずれにせよ、請求人の事情は、前述の居宅保護の例外事情にはあたらないのであり、今回の本件処分は居宅保護への変更としてなされるべきであった。

したがって本件処分は法第30条1項本文及び同条2項に照らして取消を免れないため、本件審査請求を行う次第である。

(2) 審理員が令和3年4月14日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 後記2 処分庁の主張(1) 記載の事実は、いずれも、居宅保護の原則(法第30条1項)を適用せず施設保護とするために十分な理由ではない。

イ まず、保護開始にあたって施設保護を決定したのは、請求人の強い希望であったと書いてあるが、面接の時、生活保護は施設保護しかないような言い方であり、居宅保護が

あることは一切話していなかった。

だから生活保護を受けるイコール施設に入ると思われ、同意せざるを得なかった。他にも施設に入れば、就職サポートや支援がしっかりされていると言われたが、職員はやる気のない人が多く、就職サポートや支援も全くなかった。

さらに施設に入れば、仕事をしてもお金を管理されて手持ちのお金に上限があることも事前に説明がなく、入ってから知った。日用品費も1ヶ月5千円から1万円程度であり、ほとんど何もできない状態である。

面接のときは、生活保護は施設保護しかなく、施設に入れば、就職サポートや支援がしっかりされるくらいしか聞いておらず、あともなかったので施設に入らざるを得なかっただけである。

ウ 処分庁は請求人が居宅保護の意思表示をしたとしても施設入所中に同室者トラブルを起こしたり、債務整理の手続きを自分で中断していること、施設のルールを破り外出しようとして他の入所者と喧嘩となり退所勧告されたことなどが、居宅保護にできない理由であると述べているが、同室者とのトラブルは施設保護であるがゆえに起こったことであり、居宅にすれば起こりえない。また居宅保護であれば施設のような外出時間等の制限もない。新型コロナウイルス感染拡大の影響があったとはいえ、2時間の外出時間とわずかな手持ち金では、十分な就職活動をすることは困難である。債務整理の手続きを中断はしたが、現在、より近くにある法律事務所で再度債務整理を開始しようとしているところである。

エ 処分庁は施設職員の支援を受ける必要があると判断したと述べるが、請求人のどのような問題点に対するどのような支援が必要であったのか、まったく具体的でない。また、それが居宅の場合のケースワーカーでは無理で施設職員でなければならなかった理由も明確でない。審査請求書に記載したとおり、請求人には知的な遅れや金銭管理や自立生活ができないという事情もなかった。

実際、職員による支援がどのように行われ、それが適切な者であったかどうかに関しては弁明書に何の記載もない。請求人としてはほとんどサポートがなく、職員に相談してもパンフレット等を渡されるだけであったという感想を持っていることから、適切なサポートがなされないままであったと思われる。

施設内には極めて低賃金の作業しかなく、2、3時間働いて100円程度である。これは通常の仕事のできる能力のある者にとっては全くモチベーションがあがるものではない。

オ 仮に施設においてトラブルが多かったとするならば、むしろ集団生活である施設にあまり適性がないとみる方が自然である。2020年に施設生活によるストレスで衝動的

になって、フェンスから飛び降り骨折したことからもそれが窺える。したがって、そもそも原則である居宅保護を実施し、ケースワーカーによる就労支援を行うことの方が請求人本人の自立へのモチベーションも引き出せると思われる。

敷金給付に関しても、敷金のない住居を探すことも可能である。

金銭管理に関して、無計画な借入れや短期間で消費したことが問題と言われているが、過去の一時期のことだけが問題視されている。

現状では信用に問題があるため新たな借入れをすることはできないので、債務整理がまず課題となり、その過程で解決していくことである。施設保護にする合理的な理由とは言えない。

カ 「子ども・若者総合相談センター」での相談で担当者の助言に対して、今の状況では救護施設Bの方がいいと感じたとは言ったが、居宅より救護施設Bがいいという意味ではない。足の治療や債務管理、休むことは居宅にいてもできることであり、決して居宅より救護施設Bの方がいいと言うニュアンスで言ったわけではない。一番の希望は居宅であるということに変わりはない。

キ 令和2年5月26日の更生施設Aでのトラブルで請求人の様子として、協調性や社会性は感じられず、発達障害を疑うということであるが、集団・共同生活が苦手なことで救護施設への適性が乏しいだけの問題である。請求人はこれまでアルバイトや、ビジネスなど多くの仕事をしてきたが、協調性や社会性がないとか、障害があるとは一度も言われたことがなかった。

なお、発達障害があるとしてもそれが居宅保護の障害になるということはない。発達障害のある人は数多くいるが、ほとんどの人が施設に入らず定型発達の人とかわらない社会生活を送っている。

ク 結論として、後記2 処分庁の主張(1)記載の各事項は施設保護とする理由にならず、請求人に対しては、法の原則通り居宅保護とするべきである。

(3) 請求人から提出のあった書類には、以下の記載がある。

令和3年1月26日付けの本件処分通知書には、「生活保護法による保護を次のとおり変更したので通知します。」「1. 保護の決定内容、認定年月日及び決定した理由 内容 変更 認定年月日 令和3年1月22日 決定した理由 住所の変更 追給額は定例支給額に合わせて支給します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和3年3月19日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至るまでの経緯

(ア) 令和2年1月8日、請求人より年末に家を追い出され手持もなく、保護の相談がある。親への確認の為、電話を聞くが拒否。請求人は寮の有る仕事に行くと帰る。同年1月9日に請求人、救護施設に入りたいと連絡が入り、同年1月10日に来所。請求人の父に電話をするが、既に請求人の荷物も無く、手持ちの衣類以外処分されており、引き取るとの言質を得ることができなかったため、一時生活支援事業としてCを利用することとなる。

(イ) 令和2年1月15日、請求人より「生活費・医療費に困るため」として保護の申請があり、処分庁は、同年1月29日付で保護開始決定を行い、同年1月31日から保護を開始した。

(ウ) 令和2年1月15日、処分庁は一時生活支援事業として宿泊していたCを訪問。請求人に対してこれからの支援について、更生施設への入所を検討していることを伝え、施設での生活、施設の規則、就労収入等説明。請求人、了承する。

(エ) 令和2年1月29日、処分庁は請求人に同行し、更生施設Aの予備面接を行う。結果、同年1月31日午前10時に入所が決定。
処分庁は入所後の支援方針について、債務状況の確認、就労自立に向けての求職サポート、生活リズムの構築、毎月1,500円の貯蓄を行うこととした。
また、就職が決定してもすぐに居宅を構えるのではなく、3ヶ月は施設から通い、その間は就労収入として認定するので手元に残る額は少ないこと。入所期間は1年から1年半に及ぶことを説明し、請求人、了承する。

(オ) 令和2年1月31日、処分庁は請求人に同行し、更生施設Aの入所に同行。生活保護が開始したことを伝え、61条確認書、調査の同意書を受理。休日夜間受診票交付。

収入申告書について説明、また、施設の規則、職員の指示に従うこと、自己判断で勝手に施設を出ないように指示。

あわせて施設入所中は、可能な限り作業に参加し、能力の活用及び就職に向けての準備に励むよう指示。

請求人、了承する。

(力) 令和2年2月20日、更生施設Aより受電。債務整理について、近日中に弁護士のところに相談に行き、手続きを進めていく予定であることを聴取する。

請求人について、入所してから度々同室者とトラブルを起こしている。原因は請求人に協調性がないことによるものである。その都度、施設職員と話し合いをして、請求人に改めてルールを確認し伝えているとのこと。上記のような行動が続くようであれば、再度処分庁に連絡するよう伝える。

(キ) 令和2年5月26日、更生施設Aより受電。

請求人の周囲の利用者から「顔を見るだけで腹が立つ」等の発言があったためトラブルになる前に居室を変更したとのこと。請求人の様子としては、協調性や社会性は感じられず、発達障害を疑う部分もあるとのこと。テストの実施も考えているとのこと。

(ク) 令和2年6月29日、更生施設Aより受電。

請求人、債務整理のために利用していた法テラスを自ら支援を打ち切ったとのこと。請求人の言い分としては、自己破産するとローンを組めなくなることを考えたと話しているとのこと。

(ケ) 令和2年8月17日、更生施設Aより受電。

請求人、昨日衝動的にフェンスを越えようとして、着地に失敗し両足かかとの骨折・腰の圧迫骨折をしたと報告あり。

(コ) 令和2年8月19日、更生施設Aより受電。

本日D病院に入院になった。

今回の請求人の行動は完全に衝動的なものであった。

このような行動をみてもADHDの可能性は高いと思われる。Eクリニックで知能判定を受けて、その結果待ちの状態。

医師より腰について4週間は安静にすること、かかとの骨折も含め手術が必要となる可能性もあるといわれているとのこと。

請求人が意思の指示に従って安静にできるか不安もあり、もし請求人が医師の指示に従わず、勝手に退院するようであれば、そのような中途半端な状態では更生施設Aとしては受け入れできないとのこと。

請求人、知能判定を受けて、今後サービス等の利用も検討していく予定であったが、現在の状態ではどうなるか不明。

請求人の行動次第でどうなるかわからないが、もし、施設で対応不可となった場合は、別の施設を探す等の協力をお願いしたいとのこと。

処分庁は請求人の状態に応じて適宜対応となる旨伝える。

(サ) 令和2年12月15日、D病院より受電。

請求人、本日退院したと報告あり。

(シ) 令和3年1月6日、請求人より受電。

更生施設Aから居宅設定を行うことは可能かとの問い合わせ。一度面談を行う必要があるため、今すぐには決定できない旨を説明。面談日を同年1月13日に設定した。

(ス) 令和3年1月12日、更生施設Aより受電。

請求人、同年1月10日に施設入所者と喧嘩になった。経過としては、現在更生施設Aはコロナの影響もあり外出を2時間までという形にしているが、請求人がその規則を破り外出しようとしていたところ、施設入所者がとめるも、請求人は一切聞こうとしなかったため、施設入所者が手を出してしまった。

今回の件を含め、請求人が今まで寮の規則を守らないことが頻繁にあったため、更生施設Aとしてこのまま施設生活を行うことは難しい可能性が出てきているとのこと。

請求人が居宅で生活したいと話していることもあり、居宅施設の方で考えてもらえないかとの相談。

処分庁は請求人と面談を行い、判断する旨伝えた。

報告の内容を考慮すると、簡単には居宅設定は認められない可能性がある旨伝える。

(セ) 令和3年1月13日、処分庁は更生施設Aを訪問。

請求人との面談前に更生施設A職員と面談。

職員より、請求人、本日勧告退所ということで施設長から通知した。そのため更生施設Aはすぐに退所してもらわなければならないとのことであった。

処分庁の対応としては別の救護施設へ移るという対応になるため、施設への入所の調整に時間がかかる旨伝え、早急に居住場所を探すため、決定するまでは待ってもらいたい旨伝える。

更生施設Aとしては今週中に決定してほしい。難しければ検討するとのこと。

同日、請求人と面談。

請求人が外出制限の2時間を超えて外出しようとしていたところを注意されたた

め喧嘩になった。先に相手から殴ってきたと話す。請求人は施設で生活を続けてきて、周囲との関係性でトラブルが続いてきた。自分の同室者はすぐに怒る人が多く、少し物音をたてただけで怒鳴ってくる人がいたり、そんな人が多かった。それらのことからストレスがたまり、外出していたがそれも制限されてしまって困っていた。世間は仕事で外出している人も多くいるのに、なぜ施設にいてだけで、仕事をしていないだけで外出できないのか理解できないと話す。

処分庁はコロナの影響で不要不急の外出は控えるように言われているため、施設としてそのような規則で動いているので、それは守らなければならない旨伝える。

請求人は居宅生活がしたい、一人暮らしをして自分のペースで生活していきたいと話す。

処分庁として、現在の状況から請求人の居宅設定を認めることは難しいため、支援方法としては別の救護施設に移ることになる旨を説明。長期的な視点として居宅生活は考えるが、今それを進めることはできないことを伝える。

請求人はなぜだめかとのことであったため、施設の規則を守って生活できていないこと、債務整理についても自身の判断で相談することなく中止してしまったこと、入所後就労に対して意欲が感じられず、施設内作業にも参加していないこと等が居宅設定を認めることができない理由であることを伝えた。

請求人、処分庁としての判断で別の施設に移らなければならないのであれば従いますと話す。

(ソ) 令和3年1月18日、処分庁は請求人の救護施設Bの予備面接に同行する。

請求人は救護施設B入所の際の説明を受け、了承した。

(タ) 令和3年1月21日、処分庁は請求人の救護施設B入所に同行する。

救護施設Bより、施設概要と規約について説明があった。

請求人は現在、左足にボルトが入っているため、ボルトを抜く手術が必要。同年4月7日にD病院に通院し、経過を確認し手術日が決定していく。足は走ると痛みはあると話す。

処分庁より、更生施設Aを規約違反で退所となったこともあり、指導指示書を発行する旨を伝えた。救護施設Bでの生活を通して、規則正しい生活を送り、自立に向けて取り組むように指導。目標とする居宅生活について、現時点では評価できないが、救護施設Bの生活をこれから評価していくため、真摯に取り組むように伝え、請求人了承した。

(チ) 令和3年1月22日、処分庁は住所変更決定を行い、請求人に通知した。

(ツ) 令和3年1月26日、処分庁はケース診断会議を行い、同日付で請求人に指導指示書を交付した。

(テ) 令和3年2月2日、処分庁は施設訪問し、請求人と面談する。

指導指示書を手渡し、指導指示内容を読みあげた。

請求人、内容は理解したと話す。

今後の生活について、処分庁として救護施設Bに入所し、求職活動を行う必要があること、その状況や施設での生活状況を確認し、今後のことは検討していく。

具体的にはまず半年間を目安に求職活動を頑張るように伝え、その状況を確認して居宅生活に移ることが可能か判断することを考えている旨を説明。

処分庁としても救護施設に長期間いることは考えていないため、就労開始や求職活動の状況をみて、居宅設定の検討は随時行うことを伝えた。

請求人は了承した。

(ト) 子ども・若者総合相談センターより受電。

令和3年2月8日から相談を受けており、今まで請求人から話を聞いていた。相談開始の当初は、請求人から処分庁や救護施設Bとの情報共有は避けてほしいとの依頼があったため、報告できなかったが、直近の相談時に、請求人から情報共有してもよいとの確認がとれたため連絡したとのこと。

更生施設Aに入所していたこと、退所勧告となり救護施設Bに移ったこと、保護受給前のこと、居宅希望していることについて聞き取りしたとのこと。

請求人の今後の希望についても聞き取りし、請求人、仕事はしたくないと話していたことや、海外を自由に旅行して生活したい、起業したい等請求人の夢についても聞いたとのこと。

請求人に、これから足の手術をすることや、債務の整理をしていかないといけないこと、就労についても現在はできていないことなどから、今すぐに請求人の希望通りに物事が進んでいくわけではないことを伝えて、請求人の状況を考えると今は救護施設Bで生活していくほうがいいのかと助言した。請求人はその話を聞いて「今は休むときだと思った」「今は居宅保護よりも救護施設Bにいるほうが良いと感じた」と話していたとのこと。(令和3年2月13日面談時)

また、請求人から更生施設Aを退所したときに弁護士のところへ相談に行き、居宅保護をしてもらえるよう相談したが、初回に相談したのみで、現在は弁護士とはつながっていないとの発言があったとのこと。(令和3年2月18日面談時)

また、請求人の債務について、法律事務所の弁護士に相談し、4月上旬に請求人と救護施設B職員と同席で相談にいく予定にしているとのこと。

イ 処分庁の意見

本件審査請求の趣旨は、処分庁が令和3年1月26日付で行った住所変更先の決定について取消し、居宅保護を求めるものである。

法第30条第1項は「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達したがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（中略）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。」と規定している。また、同条第2項は「前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。」と規定している。

審査請求の理由のなかで、請求人は「当初より施設入所に異議があった」という旨の主張をしているが、面接記録票にあるように処分庁が保護開始にあたって施設保護を決定したのは、請求人の強い希望によることも大きな理由である。また、施設入所にあたっては請求人に事前に説明し同意を得ているものであり、法第30条第2項に反しているものでもない。

確かに、処分庁は令和3年1月6日に、請求人より居宅保護を希望する旨の意思表示を受けている。しかし、施設入所中に度々同室者とトラブルを起こし居室を変更されていること、債務整理の手続きを自らの判断で中断していること、施設のルールを破り外出しようとして他の入居者と喧嘩となり施設の退所勧告を受けたこと等を総合的に鑑み、社会性を身に着け就労自立を目指すという保護の目的達成のためには、当面は施設入所を継続し、債務整理や就労意欲の醸成に向けて施設職員の支援を受ける必要があると判断し、救護施設Bへの入所を決定したものである。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第7の30）には「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の要件が示されており、第5で「法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。）」と示されている。請求人の場合は施設の規則を度々破ったことにより退所を勧告されたものであり、敷金等の支給要件には当てはまらない。

なお、請求人は「居宅生活で自ら金銭管理をして生活していくことに何の支障もない」と主張しているが、生活保護受給前に無計画な借り入れをしたり、親からもらった金銭を短期間で消費し生活保護の申請を行ったりした点を考慮すると、依然として金銭管理には不安が残るものである。いずれにしても、処分庁も長期間の施設入所が必要とは考えておらず、状況に応じて居住設定は随時検討していく方針である。

以上のことから、本件処分は何ら違法・不当なものではなく、弁明の趣旨のとおり、本件審査請求について棄却を求めるものである。

(2) 処分庁から提出のあった書類には、以下の記載がある。

ア 令和2年1月31日を設定日とする援助方針記録票には、援助方針について、「・令和2年1月31日より更生施設Aへ入所。更生施設職員と連携し体調等に留意し、保護の要件である能力活用について理解を促し、短時間でも就業を経験し就労意欲を高めるよう支援する。・債務状況を把握できるよう必要な支援を行う。」との記載がある。

イ 令和2年3月31日を設定日とする援助方針記録票には、援助方針について、「・令和2年1月31日より更生施設Aへ入所。更生施設職員と連携し体調等に留意し、保護の要件である能力活用について理解を促し、短時間でも就業を経験し就労意欲を高めるよう支援する。・債務状況を把握できるよう必要な支援を行う。」との記載がある。

ウ 令和2年5月26日付けのケース記録票には、「更生施設A職員F氏より受電。請求人の居室変更時にカンファレンスを行う予定であったが、すでに居室を変更しているとのことであった。請求人の周囲の利用者から「顔を見るだけで腹が立つ」等の発言があったためトラブルになる前に対応したとのことであった。また、ケースワーカーより請求人の今後について請求人の意向を確認するという話になっていたため、急ぎではないが次回訪問時に確認してほしいとのことであった。また請求人の様子としては、協調性や社会性は感じられず、発達障害を疑う部分もあるとのこと。テストの実施も考えていこうかと思っているとのことであった。」との記載がある。

エ 令和2年6月29日付けのケース記録票には、「更生施設A職員F氏より受電。請求人債務整理のために利用していた法テラスを、自ら支援を打ち切ったとのこと。請求人の言い分としては、自己破産するとローンが組めなくなることを考えたと話しているとのこと。職員F氏からもずっとローンが組めなくなるわけではないことや、債務について返済能力がないことなどは説明したが、請求人は他人事のようであり責任を感じていないとのこと。職員F氏としては一旦法テラスの支援は終わってしまうが、自身にもすこし考えさせたいとのことであり、そのままにしておく予定とのことであった。また状況がわかれば連絡がほしい旨伝えた。」との記載がある。

オ 令和2年7月15日付けのEクリニックの医療要否意見書には、「傷病名及び部位 1 自閉症スペクトラム疑」、「初診年月日 1 2年7月14日」、「主要症状及び今後の診療見込み 金銭管理ができず仕事も続かず自宅から出され親からの援助もなくなり生活保護の相談もされ更生施設A入所となった 自分は自由人だからとマイペースでの生活しかされず人との対応が困難で社会適応ができずでいる為精査・加療を行って

く、「稼働能力（15才～64才入院外の場合） 1. 不能」、「診療見込期間 入院外 6 か月」との記載がある。

カ 令和2年8月17日付けのケース記録票には、「更生施設A職員F氏より受電。請求人 昨日衝動的にフェンスを越えようとして、着地に失敗し両足かかとの骨折・腰の圧迫骨折をしたとのこと。整形外科クリニックに受診した。一度施設に戻ったが、立位も難しくトイレも介助が必要な状態とのこと。更生施設では現在の状態では対応不可であるため、入院が必要になるとのこと。」との記載がある。

キ 令和2年8月19日付けのケース記録票には、「更生施設A職員F氏より受電。請求人のことについて 本日D病院に入院になったとのこと。（中略）また今後の請求人の対応について 今回の請求人の行動は完全に衝動的なものであった。このような行動をみてもADHDの可能性は高いと思われるとのこと。Eクリニックで知能判定を受けて、その結果待ちの状態ではあるが、職員F氏の私見ではそのように思うとのこと。病院での生活も、現在は痛みもあるためおとなしくしているが、痛みが引くと衝動的に動く可能性もあるとのことであった。医師より腰については4週間は安静にすること、かかとの骨折も含め手術が必要になる可能性もあるといわれているとのことであった。しかし請求人が医師の指示に従って安静にできるか不安もあるとのこと、もし請求人が医師の指示に従わず、勝手に退院するようであれば、そのような中途半端な状態では更生施設Aとしては受け入れできないとのこと。請求人知能判定を受けて、今後サービス等の利用も検討していく予定であったが、現在の状態ではどうなるか不明とのこと。まだ請求人の行動次第でどうなるかわからないが、もし施設で対応不可となった場合は、別の施設を探す等の協力をお願いしたいとのこと。請求人の状態に応じて適宜対応となる旨伝えた。」との記載がある。

ク 令和2年12月15日付けのケース記録票には、「D病院より受電。請求人本日退院したとのこと。」との記載がある。

ケ 令和3年1月6日付けのケース記録票には、「請求人より受電。更生施設Aから居宅設定を行うことは可能かとの問い合わせ。一度面談を行う必要があるため、今すぐには決定できない旨を説明した。面談日を1月13日に設定した。」との記載がある。

コ 令和3年1月12日付けのケース記録票には、「更生施設A職員F氏より受電。請求人 10日に施設入所者と喧嘩になったとのこと。経過としては、現在更生施設Aとしてはコロナの影響もあり外出を2時間までという形にしているが、請求人がその規則を破り外出しようとしていたところ、施設入所者がとがめた。しかし請求人は一切聞こうと

しなかったため施設入所者が手を出してしまったとのこと。今回の件含め、請求人が今まで施設の規則を守らないことが頻繁にあったため、更生施設Aとしてこのまま施設生活を行うことは難しい可能性が出てきているとのこと。請求人居宅で生活したいと話していることもあり、居宅設定の方向で考えてもらえないかとの相談。請求人と面談を行い判断する旨伝えた。ただ今まで報告を受けていた内容を考慮すると、簡単には居宅設定は認められない可能性がある旨伝えた。」との記載がある。

サ 令和3年1月13日付けのケース記録票には、「施設訪問（定期訪問）請求人との面談前に更生施設A職員G氏と面談。職員G氏より請求人本日勧告退所ということで施設長から通知したとのこと。そのため更生施設Aはすぐに退所してもらわなければならないとのことであった。処分庁の対応としては別の救護施設へ移るという対応になるため、施設への入所の調整に時間がかかる旨伝え、早急に居住場所を探すため、決定するまでは待ってもらいたい旨伝えた。更生施設Aとしては今週中に決定してほしいとのこと。難しければ検討することになるとのこと。【請求人との面談】◆喧嘩となった原因について 請求人が外出制限の2時間を超えて外出しようとしていたところを注意されたため喧嘩になったとのこと。先に相手から殴ってきたと話す。請求人は施設で生活が続けてきて、周囲との関係性でトラブルが続いてきた。自分の同室者はすぐに怒る人が多く、少し物音をたてただけで怒鳴ってくる人がいたり、そんな人が多かったと話す。それらのことからストレスがたまり、外出していたがそれも制限されてしまって困っていたとのこと。世間は仕事で外出している人も多くいるのに、なぜ施設にいてだけで、仕事をしていないだけで外出できないのか理解できないと話す。コロナの影響で不要不急の外出は控えるように言われているため、施設としてそのような規則で動いているので、それは守らなければならない旨伝えた。◆勧告退所について 勧告退所と言われて、更生施設Aで生活できなくなるがどのように思っているか。請求人現在の施設の状況では元々生活し続けるのは厳しいと考えていた。生活の場所がないことは困るが、別の場所に移って生活したいと思っていた。と話す。勧告退所については深く受け止めている様子ではなかった。◆今後について 居宅生活がしたいとのこと。一人暮らしをして自分のペースで生活していきたいとのことであった。当職より まず居宅生活の希望について、処分庁では現在の状況から請求人の居宅設定を認めることは難しいため、支援方法としては別の救護施設に移ることになる旨を説明。長期的な視点として居宅生活は考えるが、今それを進めることはできないことを伝える。請求人なぜだめかとのことであったため、施設の規則を守って生活できていないこと。債務整理についても自身の判断で相談することなく中止してしまったこと。入所後就労に対して意欲が感じられず、施設内作業にも参加していないこと等が居宅設定を認めることができない理由であることを伝えた。請求人処分庁としての判断で別の施設に移らなければならないのであれば従いますとのこと。」との記載がある。

シ 令和3年1月18日付けのケース記録票には、「◆救護施設B予備面接（中略）請求人入居に向けた予備面接を行う。救護施設B入所の際の説明を受け、請求人了承した。職員H氏より受け入れは可能とのこと。入所に際しては、いったんサポートステーションに移り、検査等行ったのちに救護施設Bに移ることになるとのこと。請求人了承。」との記載がある。

ス 令和3年1月21日付けのケース記録票には、「救護施設B訪問（入所手続き同行の為）（中略）【ケースワーカーより】・更生施設Aを規約違反で退所となったこともあり、『今後救護施設Bの規約に従い、真摯に生活を行うように。』といった内容の指導指示書を発行する旨伝えた。救護施設Bでの生活を通して、規則正しい生活を送り、自立に向けて取り組むように指導した。目標とする居宅生活について、現時点では評価できないが、救護施設Bの生活をこれから評価していくため、真摯に取り組むように伝えた。請求人、了承した。」との記載がある。

セ 起案日が令和3年1月22日付けの保護決定調書には、「決定理由 住所の変更 追給額は定例支給額に合わせて支給します。」との記載がある。

ソ 前記1請求人の主張（3）と同一書類

タ 開催予定年月日を令和3年1月26日付けのケース診断会議記録票には、現在の処遇方針として、「・令和2年1月31日より更生施設Aへ入所。更生施設職員と連携し体調等に留意し、保護の要件である能力活用について理解を促し、短時間でも就業を経験し就労意欲を高めるよう支援する。・債務状況を把握できるよう必要な支援を行う。」、問題点として、「令和3年1月10日に施設利用者と口論になり喧嘩となる。以前から請求人施設の規則を守らないことが多く、今回のトラブルについても請求人が施設の規則（外出は2時間まで）という規則を守らずに外出しようとしていたところ、他利用者に注意されたことにより起きたことであった。施設規則を守らないという状態が多くみられることが原因として1月13日に勧告退所を通知された。その後救護施設Bへの入所が決まり、更生施設Aは1月22日付退所。同日付で救護施設Bに入所となる。このケースの処遇について」、診断の結果（内容及び結論）として、「指導指示書を発行する。【指導指示内容】①救護施設Bの生活ルールを遵守し、施設職員の指示に従うこと。②収入、支出その他の生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに処分庁にその旨を届け出ること。③処分庁より訪問メモ、文書、電話等で指示のあった事項については、必ず遵守すること。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令の規定について

- (1) 法第 30 条第 1 項は、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによりすることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（中略）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。」と定め、同条第 2 項は、「前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。」と定めている。
- (2) 法第 38 条第 2 項は、「救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。」と定め、同条第 3 項は、「更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第 7 の 4 の（1）の力は、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に 3 を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。」と定めている。
- (4) 課長通知問第 7 の 30 の答は、局長通知第 7 の 4 の（1）の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、18 の項目を列举しており、その 5 は、「法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。）」と定めている。

2 本件処分について

- (1) 本件についてみると、処分庁は、請求人が入所していた更生施設 A から退所すること

となったため、救護施設Bへの入所による保護に変更する本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 前記1(1)のとおり、生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとされ、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設等に入所させること等ができるとされている。

処分庁は、請求人が施設入所中に度々同室者とトラブルを起こし居室を変更されていること、債務整理の手続きを自らの判断で中断していること、施設のルールを破り外出しようとして他の入居者と喧嘩となり施設の退所勧告を受けたこと等を総合的に鑑み、社会性を身に付け就労自立を目指すという保護の目的達成のために施設入所を継続する必要があると判断した旨主張する。

以下検討すると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ア、イ及びタのとおり、請求人の援助方針は、「令和2年1月31日より更生施設Aへ入所。更生施設職員と連携し体調等に留意し、保護の要件である能力活用について理解を促し、短時間でも就業を経験し就労意欲を高めるよう支援する。・債務状況を把握できるよう必要な支援を行う。」であり、更生施設Aによる保護が開始された令和2年1月31日以降本件処分時点まで変更されていないことが認められる。

また、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ウ及びオのとおり、令和2年7月17日に受理した医療要否意見書において、請求人の稼働能力について、不能との意見が記載されていること、更生施設Aの職員から請求人について、発達障がい等を疑う等の報告を受けていたことが認められるが、本件事件記録からは、処分庁が当該医療要否意見書や更生施設Aの職員からの報告の内容を踏まえ、請求人の稼働能力及び援助方針について、組織的に検討し、判断した経過は認められない。

そして、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ケからサのとおり、請求人から居宅設定の可否について相談があったことから、処分庁担当者は、請求人に対し、施設の規則を守れないこと、債務整理を途中で中断したこと及び就労意欲がないこと等が居宅保護を認めることができない理由である旨説明したことが認められるが、本件事件記録

には当該理由を判断した経過及び救護施設への入所が必要と判断した経過について、何ら記載がなく、処分庁が請求人の救護施設への入所に際し、組織的に検討し、判断したものは認められない。

以上からすると、処分庁において、本件処分にあって、請求人の保護の目的及び救護施設への入所の必要性について十分な検討が行われたと認めることはできず、判断の過程に瑕疵があると言わざるを得ない。

なお、前記1(1)のとおり、救護施設等への入所等に係る規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならないとされている。

る。処分庁は、当該主旨を踏まえ、被保護者の救護施設等への入所の決定にあたっては、被保護者の意向を丁寧に確認する等、慎重に対応すべきであることを付言する。

- (3) 前記審理関係人の主張の要旨 1 (3) 及び 2 (2) ソのとおり、本件処分通知書には、処分の理由として、「住所の変更・追給額は定例支給額に合わせて支給します。」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、救護施設への入所に係る具体的な事実関係及び根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

- (4) 以上のとおり、本件処分に至る判断の過程において十分な検討を欠いていることから、本件処分の手続には違法又は不当な点があると認められ、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 5 年 5 月 24 日

審査庁 大阪府知事 吉村



教 示

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。